# 舊五代史契丹傳について

橋本增吉

## 一

史潮第六年第一號に、遼の建國年代に關する予の疑問を掲げて、同學の示教を請うたのに對し、直に本誌上に於て、小川裕人氏の叱正を得たことは、予の幸とするところである。けれども、氏の論難を見るに、予の前の論考中、その文辭の足らざるがため、大なる誤解を惹起せしめし諸點の存するものあるを知り、かくの如き誤解を懷くものゝ、必ずしも氏一人にあらざるべきを思ひ、敢て一言を費して、曩の遺漏を補ひたいのである。

## 二

小川氏はまづ第一に、予は「舊五代史を以て阿保機の建國に關する最古の記錄としてゐるが、漢の高祖實錄のみならず、同じく通鑑考異引用の莊宗列傳も、亦舊五代史よりは以前に編纂されて居るやうである」となし、恰も予が舊五代史を以て、一般的に阿保機の建國に關する最古の記錄と稱せしかの如くに解し、それを非難せられるのであるけれども、予の議論の趣旨、前後の關係について、よく熟讀せられたならば、直に解されたことゝ思ふのであるが、かの一篇の趣旨は、從來餘りに輕視或は無視せられた舊五代史契丹傳が、決してそれ程に輕視せらるべきものではなく、その建國の史實に關しては、「新五代史以下の是等の阿保機物語に比すれば、舊五代史の傳ふところは、遙かに事實に近きものゝやうで」あることを認めたのである。(史潮六九頁)その「新五代史以下の是等の阿保機物語」と稱するのは、最初にその本文を引用した、遼史太祖紀・契丹國志・資治通鑑・新五代

史契丹傳の四書に掲げられた、阿保機物語を意味するのであり、さればこそ、「新五代史以下の是等の阿保機物語」と記し、特に「是」なる漢字を使用して、曩に掲げし特定の記錄を指示したのであつた。

されば、予が「阿保機の建國創業に關する最古の記錄と認めらるゝ舊五代史契丹傳」と記したのも(同七六頁)、勿論「その特定の記錄の中で」最古の記載なることを意味してゐるもので、この場合一般的にいつたつもりではなかつたのである。而も、かくの如き誤解を惹起する場合あることを恐れたので、この論考の最初に於て、特にそれ等史料を引用掲載し、かつ「引用の文長きに失するの感もあるであらうが、予の論旨を徹底せしむる上に於て必要已むを得ざるものあるを認むるので、編者及び讀者の寛容を請はなければならないのである」と斷つたのであつた。

漢高祖實錄が舊五代史よりも以前の篇撰なることは、もとより知らなかつた譯ではなく、またその本文の一部も前頁(同七五頁)に引用したのであるが、この論考の趣旨が遼史・契丹國志・資治通鑑・新五代史・舊五代史の五書に見えたる契丹阿保機の建國物語が、時代の下るに隨つて、その變更を見ると共に、また史實に遠ざかる點多き事實を指示するにあつたので、漢高祖實錄や莊宗列傳などの如く、もと〳〵契丹に關する記載を主としたものではなく、會々これに觸れてゐるといふが如き性質の記事は、暫らくこれを問題外に置いたのであつた。けれども、決してこれを無視した譯でないことは、啻にこれを引用したばかりでなく、これに對する一應の批判をも加へてゐることからも、明かなることゝ考へる。もし一般的の立場から見る場合には、啻に漢高祖實錄や莊宗列傳ばかりでなく、唐太祖紀年錄でも、賈緯備史でも、皆舊五代史以前の者であらうから、舊五代史を以て「阿保機の建國に關する最古の記錄」などゝいへないのは、勿論のことである。

## 三

それから、小川氏は「舊五代史が新五代史に比し、編纂年代が古く且つ勅選であるといふ點から、その取るべきを主張されて居る點には、尙疑問の餘地がある」となし、「單に編纂年代が古いことゝ勅選である點から見れば、資治通鑑考異引用の漢高祖實錄は、同じく勅選で、

年代に於て二十五六年も古いのであるから、寧ろこの實錄の記事を採るべきではなからうか」と論じ、「橋本氏が新五代史以下の是等の阿保機物語に比すれば、舊五代史の傳ふところは、遙かに事實に近きものゝやうで云々と言つて居られる點より察すると、新五代史の記事を以て、この物語の最初の記錄と考へられて居ることが、氏のこの說の背景となつて居るのではなからうか」と稱し、「然れども漢高祖實錄に既にこの物語は記載されて居たのである」とて、阿保機の諸部大人誘殺に關する高祖實錄の記事を揭げてゐるのであるが、これも亦要するに氏の大なる誤解に過ぎないのである。

予は決して氏が解せられる如く、「單に辭纂年代が古いことゝ勅選である點から」のみ、舊五代史の記事をば、「新五代史以下の是等の阿保機物語」よりも遙かに事實に近きものとして、推奬した譯ではないのである。元來予が自己の專門以外に屬する、かくの如き問題に觸れた所以は、東洋史概說の講述に際し、遼史・契丹國志・資治通鑑・新舊五代史等の本文を比較參照して、その記事の內容に相違する諸點あるを見るに及び、こゝにその建國の事實年代に疑問を起せしに始まるもので、殊に遼史太祖紀と新五代史契丹傳との記事內容に、疑問とすべき諸點大なるものあるを思ひ、更にその他の本文との比較研究を始めたのであつた。されば、予がこの問題に觸れたのは、もと〳〵その本文の內容に對する疑問から發し、その結果是等本文の作成年代の比較に及んだのである。而も、その內容より見て、舊五代史契丹傳の方が、新五代史契丹傳よりも簡略ではあるが、遙かに事實を傳ふるに近きものなるべきことを認めたのであつた。

小川氏は諸部大人誘殺の物語は、新五代史の記事が最初のものではなく、既に漢高祖實錄に記載せられてゐるとて、その本文を揭げられたのであるけれども、高祖實錄の本文には、「俄設策、復併諸族、僭稱皇帝」、とあるだけで、新五代史契丹傳に、「用其妻述律策、使人告諸部大人曰、我有鹽池、諸部知食鹽之利、而不知鹽有主人、可乎、當來稿我、諸部以爲然、共以牛酒食鹽池、阿保機伏兵其旁、酒酣伏發、盡殺諸部大人、遂立不復代」とあるのとは、著しい相違である。さすがに司馬光等も、かくの如き小說的記事はこれを採擇することを遽け、資治通鑑には「阿保機稍以兵擊滅七部、復併爲一國」と記してゐる。通鑑のこの記事が高祖實錄の本文にも新五代史

契丹傳の本文にも據らず、寧ろ舊五代史契丹傳の「及安巴堅爲主、乃怙强恃勇、不受諸族之代、遂自稱國主」とある記事を主とし、而も、新五代史や高祖實錄などに、阿保機が一旦諸族或は諸部大人に劫責せられ、已むを得ずしてその旗鼓を他に傳へた事實を認めたので、乃ちこれを書き改め、「復併爲一國」と記したものと認められるのである。たゞ「諸族」或は「七族」と記さずして、「七部」と記してゐるのは、高祖實錄に據らずして、新五代史に據つたことを示すものであり、而も、新五代史にある如く、「諸部」と記さずして、「七部」と記したのは、阿保機を以て大賀氏八部中の一大人として考へた、通鑑撰者の推定斷案に基くものである。されど、その斷案の誤謬なるべきことは、既に前論考に於て論じたところであるが、而も、司馬光等が新五代史所載の阿保機諸部大人誘殺物語を排棄せしことは、確に卓見として認めらるべき英斷である。

けれども、司馬光等が高祖實錄や唐餘錄や新五代史などに見えてゐる、阿保機が一旦諸部大人等に責められ、已むを得ずしてその旗鼓を他に傳へた事實を認め、「阿保機姓耶律氏、恃其彊、不肯受代久之、阿保機擊黃頭室韋還、七部劫之於境上、求如約、阿保機不得已傳旗鼓、且曰、我爲王九年、得漢人多、請帥種落居古漢城、與漢人守之、別自爲一部、七部許之」、と記してゐるのも、亦到底信ずべからざる記事なることは、既に前論考に於て詳論した通りである。(史潮六年一號五七—八頁)たゞ「阿保機擊黃頭室韋還、七部劫之於境上、求如約」、とあるのは、何に據つたのか不明であるが、要するに、漢高祖實錄や唐餘錄に、「諸族邀之、請用舊制」、とあるのを、書き改めたものであり、實錄・餘錄に「諸族邀之」とあるので、その遠征の歸路これを境上に邀へ劫かしたと認めたものであらう。黃頭室韋の名稱は舊唐書室韋傳などから始めて見えてゐる、室韋諸部落の一であるが、それ等部落の中では、南部に位置し、比較的契丹に近かつたらしいから、かやうな物語も作成せられ得る事情であつたかと推せられるのである。

元來、小川氏が指摘せる如く、漢高祖實錄だの莊宗列傳などは、舊五代史の編撰よりも以前に存在した記錄であるから、薛居正等が勅命を受け、五代史を撰ぶに當りて、是等の諸書を參照しなかつたはずはあるまいと考へる。而も、薛史にこれを收錄しなかつた所以のものは、

その阿保機物語の内容が如何にも不合理で、史實として採擇すべき性質のものでないことを認めたが爲めであらう。その點に於て、予は舊五代史の編者が、新五代史の編者は勿論、資治通鑑の編者よりも更に一層優れたる史眼を具へ、識見を有せしものなることを推奬したのであつた。單にその撰著の前後により、その他の諸條件を考ふることなく、常にその古きものを以て新しきものよりも正しとなすが如きは、なほ史學の研究に徹するものとはいはれまい。

## 四

なほ、小川氏はこの場合、「その勅選であるといふことよりも、寧ろその事實に關する知識を得る機會の有無の方が、より多く考慮に入れらるべき要件ではなからうか」と稱し、「この點より見れば、多年遼に在つて高官にも上つたといふ、趙志忠の報告によつて、阿保機建國の事情に關する知識を得た、歐陽修の新五代史の記事は、輕々に棄て去るべきものではなからう」となし、虜庭雜記の撰者趙志忠は、また直齋書錄解題に見ゆる陰山雜錄の著書で、莆田鄭氏書目に、「志忠者遼中書舍人、得罪於宗眞、挺身來歸」、とあり、歐公歸田錄に、「在虜中擧進士、至顯官、歸國能述虜中君臣世次、山川風物甚詳、今觀此書可概見矣」、とある所を見ると、陰山雜錄の契丹に關する部分は、虜庭雜記と同一のものなるべく、また漢高祖實錄の編者の一人なる賈緯は、舊五代史の彼の傳に「開運中、累遷中書舍人、契丹入京師、隨契丹眞定、後興公卿還朝、授左諫議大夫」、とありて、契丹內部の事情を知り得る便を得たものであるばかりでなく、「緯常以史才自負、銳于編述、不樂曲臺之任」、とも記されて居り、史才を誇つてゐた程の者であるから、かくの如き好機會を逸したとは思はれない。されば、舊五代史の記事を特に重んずる予の根據は、甚だ薄弱なものとなる譯だと難じてゐるのである。

この議論は一應尤もらしく見えるのであるが、もともと氏は予の論旨を誤解し、予が舊五代史を重ずる所以を以て、舊五代史が一般的に最古の記錄で、新五代史よりも編纂年代が古く、かつ勅撰であるといふ點からのみ論じてゐると誤認するが爲めに、力を極めてその最古の記錄にあらざること、及び勅撰といふことがこの場合無價値なることを論じてゐるのであるけれども、予が最初に

遼史より始め、舊五代史契丹傳に至る編撰年代を記載せしは、年代の相違によりてその記事に變更あることを示し、かつ舊五代史が餘りに世に輕ぜられる事實あるにより、その撰者の時代から見て、またその勅撰なる事實より見て、「史料としての價値は新五代史よりも遙かに優れるものあるべき譯である」ことを示し、またたとひ一時その傳本は湮沒の恐れがあつたとしても、「他の部分は暫く措き、當面の問題たる遼の建國に關する記載に至つては」、「その記事の內容より見て、恐らくその大部分が薛史の原文を傳ふるものと認められるので、隨つて、その史實に對する史料としての價値は、新五代史に優るとも決して劣るものにあらざることを」論じたのであつた(同六七頁)。この場合、予が勅撰なる事實を擧げたのは、全く「史料の蒐集撰修上の便宜」といふ意味からで(同頁)、「支那との間に起つた直接交涉の事實」は勿論、たとひ「支那に直接關係のない契丹內都の事實」といへども、政府の力を背景とすることが、史料の蒐集上また撰修上、多大の便宜を有すべきことは、疑ふべからざるところである。勿論、「その事實に關する知識を得る機會の有無」が、「より多く考慮に入れらるべき要件」なることはいふまでもないことで、さればこそ、予は舊五代史の撰者薛居正等が、遼の太祖太宗と殆ど同時代の人で、その舊五代史撰修に協力したその他の人々の多數も、また恐らく遼の太祖太宗と同時代の人々であらうから、それより約百餘年の後、歐陽修が新五代史を撰んだ場合に比し、契丹の內情に通じ得べき機會に、より多く惠まれてゐたことを、特に强調したのであつた。(同六六—七頁)

もとより、新五代史撰修の場合にも、たとへば虜庭雜記の撰者趙志忠の如き、遼の顯官たりし人で、その撰修に協力した人もあつたであらうが、何分にも既に百餘年の歲月を隔てゝゐるのであるから、殊にその建國の史實の如き、その國祖に不利なることは一切抹殺せられ、その國祖に有利なる種々の作爲が施され、史學上より見れば、揑造の邪說橫行の時代であつたと推せなければならないのである。趙志忠が歸國したのは、宗眞卽ち遼の興宗に罪を得た結果といふのであるから、遼の太祖から八代目で、西紀一〇三一年から一〇五四年の頃と見なければならないのである。正に太祖の死後百六年乃至百三十年の頃に當つてゐる。既に遼の極盛時代を經過した頃で遼の國祖に關しては、あらゆる修飾揑造の完成した時期

と認めなければならないのである。その際に遼に顯官たりし人で、眞に遼國の史實に通ずるがためには、特に卓越せる史眼と識見とを必要とするのであり、然らざれば、却つて種々の揑造說に誤らるゝ危險の、甚だ濃厚なる恐れが存するのである。たとへば、新五代史所收の阿保機の妻述律策による諸部大人誘殺物語の如き、恐らく趙志忠の言に基いて記入せしものと思はれるが、もし果して然りとすれば、志忠在遼の頃、遼に於てかくの如き建國物語が行はれてゐたといふことは事實であらうが、さればといつて、何等その建國の史實を傳ふるものとは思はれない。寧ろかくの如き物語を盲信せし點より見て、趙志忠や歐陽修等の史眼の不徹底なるを實證すべき資料たるに過ぎないものであらうと考へる。

けれども、蘇逢吉撰漢高祖實錄編撰の協力者である賈緯の場合は、多少これとその事情を異にしてゐることは、これを認めなければならないが、而も漢高祖實錄中に、曩に揭げしが如き、諸族の劫請による阿保機の旗皷返還說などを見ることは、その契丹關係記事の性質に對して、多大の疑念を懷かしむるものである。小川氏は賈緯が常に史才を以て自負したことにより、特に是れに信賴して居られるのであるけれども、支那學者の所謂史才なるものは、今日吾等の意味するが如き、史實の眞相に透徹する才能とは、その意味を異にしてゐるので、たとへば、支那に於ける古今第一の史家として著名な、前漢の司馬遷が撰んだ史記の如きすらも、今日の史眼を以てこれを觀れば、抹殺修正を加ふべき部分甚だ多く、所謂歷史小說に類するが如き箇所も少くないのである。されば、春秋・左傳・史記などを理想とする支那史家の記載には、豫め十分の戒心を要すべきことは、支那史料の取扱ひに熟れた史學研究者の、常識と稱するも過言ではあるまいと考へる。隨つて、賈緯が常に史才を以て自負してゐたといふことは、必ずしもその記錄の史料としての信用價値を高むる所以とはならないのである。

而も、その開運中契丹の入京に際し、之れに隨ひ、眞定に至つて還つたといふ事實は、もとより特に注意すべきことであり、開運は後晉出帝の年號で、西紀九四四年より九四六年まで三年間に亙り、恰も遼の太宗の末年に當つてゐるのであるから、かくの如き阿保機物語が既に太宗の末年に遼に於て行はれてゐたことは、疑ひなきところである。それにも拘はらず、予がなほその記事に對

して疑ひを懷く所以は、全くその記事の內容が不合理で、疑問を容るべきの餘地が存するからである。試みに、資治通鑑考異に引用せる漢高祖實錄の本文を見るに、後梁紀上、太祖開平元年五月の條に、

僖昭之際、其王邪律阿保機、怙彊恃勇、距諸族不受代、自號天皇王、後諸族邀之、謂用舊制、保機不得已、傳旗鼓、且曰、我爲長九年、所得漢人頗衆、欲以古漢城領本族、率漢人守之、自爲一部、諸族諾之、俄設策、復併諸族、僭稱皇帝、土地日廣、大順中、後唐武皇、遣使與之連和、大會於雲州東城、延之悵中、約爲昆弟、

とあり、また、後梁紀下、貞明二年十二月の條に、

阿保機、設策併諸族、遂稱帝、在乾寧中、劉仁恭鎭幽州前、

とあるは、漢高祖實錄の本文によりて司馬光が記せしものと思はれるが、①乾寧は唐の昭宗の年號で、西紀八九四年乃至八九七年に當つてゐる。前に「僖昭之際」とあり、こゝに「乾寧中」とある所を以て見れば、高祖實錄の記するところは、阿保機が疆を怙み勇を恃み、諸族に距りて代を受けず、自ら天皇王と號したのは、僖宗の頃で、策を設けて諸族を併せ、遂に帝と稱したのは、昭宗の乾寧中のことゝなすものゝやうである。司馬光は編遺錄に、開平二年五月、後梁の太祖が阿保機に賜ふ記事中で、猶之れを呼んで卿となし、阿保機も亦自ら臣といつてゐる事實により、乾寧の頃阿保機はなほ帝と稱しなかつたことを論じてゐるが、更に「契丹事、作傳最爲差錯、不知其稱帝、實在何年、今因其改年號、置於此」と註記し、貞明二年十二月の條に「契丹阿保機、稱帝、改元神冊」と記した事惟を辯じてゐるのである。

而も、事實は予が前論考に於て論じた通りに、神冊の年號が後世の作爲なることは疑ひなく(同七七—八頁)、隨つて、司馬光が阿保機の「稱帝」をこゝに記入したことも、無意味となる譯で、この時代に阿保機が帝號を稱したなどとは、到底考へられないところである。況んやそれより約二十年を溯る乾寧の頃に、阿保機が帝を稱したとは、勿論有り得べからざることであらう。漢高祖實錄なる書の內容は、少くとも契丹に關する部分に於ては、かくの如く杜撰なる性質のものである。またもし阿保機の死んだのが、天成元年(西紀九二六)七月、五十五歲の時であつたとすれば、僖宗の未年(西紀八八八)は十七歲で、大順は西紀八九〇年—九一年であるから十九歲

二十歳の時である。されば、高祖實錄の傳へによると、阿保機は大順中、後唐の武皇と連和する以前に、策を設け諸族を合併して皇帝を僭稱し、それより九年前既に契丹王となり、諸族に距りて代を受けず、自ら天皇王と號したといふのであるから、阿保機は既に十七八歳の時皇帝を僭稱し、それより九年前卽ち八九歳の時、既にその彊勇なるにより、撰ばれて契丹王となつてゐたことゝなるのであるが、所謂神人ならばとにかく、人間の歷史としては、到底考ふべからざるところである。されど、高祖實錄撰修の協力者なる賈緯が、契丹人と共に遼へ行つたと傳へられてゐる開運の頃は、遼では太宗の末年に當るので、恰も太祖阿保機の死後約二十年を經過せる頃であり、もはや太祖に關する事蹟は、なるべく之れを偉大ならしめんとする作爲の考案されてゐた時代なることは、推想に難からざるところであるから、賈緯は恐らく契丹人よりかくの如き物語を聞き、或はかくの如き記錄を手にしたかも知れないのである。而も、一見して明白なるかくの如き作爲をすらも、これを採擇し、これに對して何等の史學的批判檢討を加へなかつた所に、賈緯や蘇逢吉等の所謂史才が、如何なる性質のものなるかを曝露してゐるのであり、既に是等の事實より見ても、漢高祖實錄所收の契丹阿保機關係記事が、如何に信賴するに足らざるものであるか、推想に難からざるところである。

況んや、その記事の內容より見ても、「自號天皇王」といふ記事と、「僭稱皇帝」といふ記事とは、もと〳〵同一場所に、「自號天皇王、僭稱皇帝」と記されてゐたものと推せられるのに、これを二箇所に分ち、その間に「後諸族邀之」より「俄設策復併諸族」までの物語を挿入せし作爲が、看取せられるばかりでなく、かくの如き無理なる作爲をなせしために、「其王邪律阿保機、怙彊恃勇、距諸族不受代、自號天皇王、僭稱皇帝、土地日廣、」とあれば、大なる疑問なく解せられる物語をば、「後諸族邀之」云々の記事を挿入せしがために、頗る不合理なるものとなし、それ程彊勇にして諸族に抗り、自ら天皇王とまで號し、九年にも及んだ阿保機が、何故に諸族之れを邀へて、舊制を用ふるを請ふに及び、忽ちその請ひに從つて、旗皷を傳へたのか、もし旗皷を傳へたとすれば、諸族中阿保機の後任者として、之れを受けたものがなければならないが、それを記さないのは何故であるか。もし

九年間に得た漢人を率ゐ、古漢城を守つて自ら一部をなしたとすれば、その以前九年の間自己の部族は有しなかつたのであるか。「欲以古漢城領本族、率漢人守之、自爲一部」とは果して如何なる事實を意味するのであるか。「本族」がもし阿保機の本來の部族を意味するものであるとすれば、その本來の領土は如何にしたのであらうか。阿保機に降服歸順した多くの漢人を置いたらしい漢城で、漢人を率ゐて之れを守り、自ら一部を爲つたとすれば、その本來の領土はなかつたのであらうか。その他前論考に述しが如き、この物語に對する種々の疑問は相踵いで起るのであり、而も、またその間に於て、多くの國祖物語に附きものである通りに、阿保機を以て常人とは全く異つた、幼にして既に異彩を放ち、神力を現はした、神聖なる神人として作爲せんとするが始き意圖すらも、暗默の間に親知せられ得るのである。されば、史學者としての立場より見れば、かくの如き物語は當然後世の作爲として排棄すべき性質のものであり、是れを採擇した資治通鑑よりも、是れを取らなかつた舊五代史の方を史料として價値ありとする所以であり、漢の高祖實錄の如きは、之れを問題としなかつた所以である。だからといつて、舊五代史契丹傳の記事を、悉く正しいと認めた譯では、決してないのであるから、誤解なきやう願いたい。

## 五

以上を以て、前の論考に於ける、予の研究態度に關する小川氏の誤解に對しては、略々辯明し終つたつもりである。なほ、小川氏は契丹八部大人迭立問題、阿保機と遙輦氏・迭刺部との問題、阿保機契丹主承襲年問題、阿保機皇帝卽位問題及び年號問題等について論じてゐるのであるが、その悉くが予の前論考に對する誤解といふ譯ではなく、予の所說に對する氏の異說を披瀝した部分もあるので、要するに見解の相違に過ぎない譯である。けれども、予の立場よりしては、その事になほ議すべき多くの點を認むるのであるが、而も、これ等の諸點について、詳細の論を進めるためには、更に多くの紙數を費すべき恐れがあるので、今はたゞ二三の點について一言するに留めたい。

最初の契丹八部大人の迭立については、舊五代史にも明記されてゐることであり、予も亦認めたところである

から、別に問題はない譯で、たゞその制が何時から始まつたかといふ問題に觸れなかつたのは、前論考の目的が阿保機の建國年代を考究するにあつたから、直接それと關係なきこの問題は、暫らく問題外に置いたに過ぎないのである。同樣に、唐代の契丹八部名と五代の契丹八部名との間に相違があることにも、また所謂白馬灰牛傳說にも、一切觸れなかつたのであるから、こゝに氏がこれ等の問題を持ち出されたのは、如何なる意であるか解らないが、もし遼の建國年代を論ずるには、これ等の諸點にも觸るべきだとの意味ならば、予は必しもその必要を認めない。たゞ契丹の由來を知るためには、もとより有要な研究であるが、而も、所謂白馬灰牛傳說が契丹八部の成立を說明するための作爲なることは、勿論であり、かつ、舊唐書に、「其君長、姓大賀氏、勝兵四萬三千人、分爲八部、」とある文句をば、「契丹の君長を大賀氏として居るのみで、八部を盡く大賀氏として居るやうには見えない」と解するのは、如何かと考へる。また氏が遼初の八部として擧げた部名も、果して遼初の八部と解すべきものか、疑問である。

つぎに、阿保機と遙輦氏・迭剌部との關係について論ぜられた部分は、予が曩に疑問として揭げた、漢高祖實錄や新五代史以下の諸書に採擇せる、「阿保機一旦旗鼓を傳へ、更に諸部大人を誘殺した」といふ問題について、その疑問とすべきにあらざることを鮮明するに努めしもので、氏の論考の主眼と見られる部分であるが、要するに、高祖實錄や新五代史の記事を事實として信ずるがためには、これを如何に解すべきかといふ、氏の一考案を揭げしもので、その苦心努力の迹は確に認められるのであるけれども、それにも拘はらず、予はなほ遂に曩の疑問を一掃する譯には行かないのである。

氏は欽德の前に契丹主であつた習爾（習爾之）をば、阿保機の伯父釋魯と同一人で、迭剌部の人となし、隨つて、習爾の族人なる欽德卽ち遙輦は、所謂契丹八部とは別部なる迭剌部の人で、阿保機は卽ちその衆であらうとなし、だから習爾が契丹主となつた以後は、契丹主は迭剌部の中より推され、任期も三年といふ短年月ではなかつたやうで、虜庭雜記の傳へはこの頃の狀態を述べしものであり、高祖實錄等に見える三年迭立制は、迭剌部加入以前の狀態を述べしものであらうと、解するのである。而も、この所說の成立するがためには、まづ阿保機

の伯父といふ釋魯が、契丹主習爾之と同一人だといふことが、確實でなければならない譯である。氏は遼史太祖紀及び耶律曷魯傳によると、阿保機の伯父釋魯は咸通十三年に生れた阿保機の少年時代に、契丹の國政に當つてゐた人物であるが、唐書契丹傳によると咸通の末年より、光啓中欽德の立つまでの間、習爾之が契丹主の位にあり、而も、習爾之は習爾ともあり、釋魯と同音の異譯であらうとなすのである。

けれども、遼史太祖紀には、「唐咸通十三年生、(中略)、三月能行、晬而能言、知未然事、自謂左右、若有神人翼衛、雖齠齔言、必及世務、時伯父當國、疑輒咨焉、」とあり、耶律曷魯傳には、「耶律曷魯、字控溫、一字洪隱、迭剌部人、(中略)、父偶思、遙輦時、爲本部夷离堇、曷魯其長子也、性質厚在、髫髫與太祖遊、從父釋魯奇之曰、興我家者、必二兒也、太祖既長、相與易裘馬爲好、然曷魯事太祖彌謹、會滑哥弑其父釋魯、太祖顧曷魯曰、滑哥弑父、料我必不能容、將反噬我、今彼歸罪臺哂爲解、我姑與之、是賊吾不忘也」、と見えてゐる。卽ち太祖紀の方では、たゞ「時伯父當國、疑輒咨焉、」とあるだけで、その伯父が誰であつたか不明であり、曷魯傳の方では、「從父釋魯奇之曰、興我家者、必二兒也、」とあるので、この兩者を同一人と見て、その說を立てたのであらうが、それはたゞ氏の聯想によるだけで、何等の確證もある譯ではないのである。而も、太祖紀の伯父は阿保機の伯父で、曷魯傳の從父釋魯は曷魯の從父と見るべきものと思はれるので、兩者を同一人となすのは無理であらう。よしまたその聯想を正しいとしても、「時伯父當國」とあるのは、漢文の用例上明白なる如く、國主を扶けて政治上責任の位置にあることを意味するもので、自ら國主となるを意味する譯ではないのである。遼の建國に關する遼史の記事は、特に作爲の點が多いから、是等の記事も果してどれだけ信賴せらるべきか、疑問であるけれども、もし釋魯が既に自ら契丹國主であつたとすれば、「興我家者、必二兒也、」といつたといふのも、如何かと思はれるし、少くとも遼史の撰者が釋魯を契丹國主として認めてゐなかつたことは、疑いないのである。もし少しでも釋魯の契丹國主であつたことを推想せしむべき事情が傳はつてゐたとすれば、耶律氏を偉大ならしめんと努めてゐる遼史の撰者が、その事實を無視すべきはずもあまるいかと考へる。また、遼史によると、釋魯はその子滑哥に

弑せられたのであるが、習爾之について何等かくの如き事實を傳へない。なほ、全體として遼史太祖紀及び曷魯傳の是等の記事は阿保機や曷魯が未だ幼年少年の時代、迭剌部に於ける當時の生活を記せしものであるから、その記するところは、迭剌部内に於ける出來事であるべきはずで、太祖紀に「時伯父當國」とあるのも、「國人號阿主沙里」とあるのも、その「國」は「迭剌部」を意味してゐるのであり、遼史撰者の立場から見るも、この場合「當國」といふのは、太祖阿保機の父德祖が迭剌部の部長で、その伯父が政治の任に當つてゐたことを意味するものと解するのが正當であり、[2]これを以て、その伯父が契丹國主となつたものとなすが如きは、甚しき曲解といはなければなるまい。要するに、習爾と釋魯との音の類似によりて惹起せられた錯誤であらう。

なほ、一言して置きたいことは、予が新五代史に「八部之人、以爲遙輦不任事、選於其衆、以阿保機代之、」とある文中の、「其衆」を以て「八部の衆人」と解したとなし、以て之れを非とし、當に「遙輦の衆」と解すべきだとなす主張についてゞある。蓋し、予は「其衆」を以て「八部の衆人」と解した記憶がないので、前論考について之れを觀るに、この事については、前論考の六四—五頁に、新五代史と資治通鑑との兩本文を比較し、資治通鑑では阿保機を八部大人の一人となし、隨つて「七部劫之於境上、」とか、「七部許之」とか、「擊滅七部、」とか、いふ記載となつて居り、而も、その物語の筋は大體新五代史のそれに據つた爲めに、不合理なる疑點を一層深めてゐるけれども、新五代史の方には、「八部之人」が「選於其衆、以阿保機代之、阿保機亦不知其何部人也、」とあり、「所謂八部といふのは、契丹部族中の大族である大賀氏の中の小部族で、契丹部族が八部から成立つてゐたことを意味するものではなく、隨つて、八部の人が劉仁恭に對する對策上、その衆より選んで遙輦に代へた阿保機は、その多智にして勇敢なりし爲めに、特に衆人より選ばれたもので所謂八部の大人からその次により立つたものではないことを意味する記載となつて居り、特に八部の人といひ、その衆より選ぶといひその何部の人たるを知らずといひ、更に大人なる語を使用してゐないのである」と記してゐることを意味するものと推せられる。もし然りとすれば、予がこゝに「特に衆人より選ばれたもので」といつたのは、「八部の衆人を意味したものではな

く、「契丹の衆」を意味したものであつた。けれども、それは予の新五代史の本文に對する解譯を述べたもので、資治通鑑の記事よりも物語の筋に比較的不合理と思はるゝ疑點が少いことを示すために述べた解釋であるから、勿論阿保機の出身について、予の見解を述べた譯ではないのである。

當時の阿保機出身に關する予の見解は、前論考の六八―七〇頁に記したやうに、舊五代史の記事をそのまゝに支持したもので、「安巴堅は耶律氏なるが故に、大賀氏の八部中の大人ではなかつたはずであり、而も、如何に劉仁恭の策に困しめられたからといつて、また如何に安巴堅が雄勁强勇であつたからといつて、もし一衆人に過ぎなかつたものであるとすれば、從來契丹諸部落の中堅として之を統括した、大賀氏八部の大人に選擧せられて平和の間に之れに代るが如きことは、到底あり得べきはずがないのである。その之れありしが如き所傳は、それが如何なる史料に據つたとしても、要するに、特に阿保機を偉大ならしめんとするために企圖された、後世の作爲に過ぎないことは、その物語の性質上明白なるところであり、(中略)、契丹諸部統一の物語と共に、前後相關聯して作爲された、阿保機の出世物語に過ぎないものである」と斷じ、「契丹諸部の統一を以て、從來の中堅部落たる大賀氏八部落の勢威失墜と、その機に乘じて興起した、別部の部長阿保機の雄勁强勇と、その部長の材力に基く、その部落の發展の結果、遂に大賀氏を倒して之れに代り、契丹諸部を統一して、自らその國主と稱したとなす」舊五代史の傳へが、「遙かに事實に近きものゝやうである」と論じたのであつた。

而して、この考へは、今日と雖も、大體に於て誤つてゐるとは思はない。けれども、この際多少の改訂を加へなければならないと考へられるのは、遙輦氏の問題についてゞある。前論考起稿の際には、主として舊五代史契丹傳に信賴し、而も、新五代史・資治通鑑・契丹國志・東都事略等の皆一致するところであつたから、阿保機は大賀氏の後を承けしものと認め、隨つて、阿保機の前王として舊五代史に「沁丹」とあり、新五代史に「遙輦」とあり、資治通鑑・契丹國志等に「欽德」とあり、遼史太祖紀に「痕德堇可汗」とあるのは、皆同人異名として疑はず、たゞ「沁丹」「欽德」が同音の異譯と思はれるに對して、「遙輦」なる名稱が音韻上何等の聯絡も存せざる事

實に對しては、多少の疑念を懷きながらも、暫らくその解釋を他日に遺し、之れを不問に附したのであつた。然るに、今にして思へば、この點に於てもまた徒らに新五代史の記事に誤られしものあるを知るのである。

蓋し、新五代史契丹傳の本文によれば、「某部大人遙輦次立、」とあり、「八部之人、以爲遙輦不任事、」とあるので、之れを人名として使用せることは明かであり、而も、舊五代史に、「沁丹」とあり、資治通鑑に「欽德」とある場合に當つてゐるために、たとへば、太祖紀にも、「諱億、字阿保機、小字啜里」、とあり、太宗紀にも、「諱德光、字德謹、小字堯骨、」とあるが如き、同一人の別名として之れを認め、遼史營衞志に、或は之れを部族名として記せるものあるを、無視したのであつた。

元來、大賀氏八部といふのは、契丹部族中の大族なる大賀氏中の小部族で、契丹部族が八部から成立つてゐたものでないことは、既に前論考に於て述べた通りであるが、なほ、遼史、營衞志中、部族上によると、

涅里相阻午可汗、分三耶律爲七、二審密爲五、并前八部、爲二十部、三耶律、一曰大賀、二曰遙輦、三曰世里、卽皇族也、二審密、一曰乙室巳、二曰拔里、卽國舅也、其分部皆未詳、可知者、曰迭刺、曰乙室、曰品曰楮特、曰烏隗、曰突呂不、曰揑刺、曰突擧、有右大部左大部、凡十、逸其二、大賀遙輦析爲六、而世里合爲一、玆所以迭刺部、終遙輦之世、彊不可制云、

と見えてゐる。もとよりその幾何が眞實を傳ふるものか、疑問であるけれども、所謂八部の外になほ多くの部落が存在したことだけは、この傳へによりても推し得るのである。小川氏が諸部大人誘殺以後に變改された、遼初の八部名として揭げてゐる名稱は（二九頁）、こゝには耶律七部、審密五部、合計十二部の中、不明のもの二を除き、十部の名稱として揭げてある中の、迭刺から突擧までの八部名で、所謂八部とは別のものとなつてゐるが、更に營衞志下、部族下には、太祖の時、自已の部族なる迭烈部から五院部・六院部の二部を分置し、阻午可汗の十二部中、迭刺から突擧までの八部名に加へて十部とし、「太祖以遙輦氏舊部族、分置者凡十部、」と解し、またその他に八部を增置せしことゝなつてゐる。されば、小川氏所記の八部は前に大賀氏八部また遙輦氏八部と稱するものとは、全然その起原を異にするもので、遙輦阻午可汗二十部中所謂遙輦氏八部の外の十二部中の八部な

のであるから、それが五代史に見える所謂八部と、全部その名稱を異にしてゐることは、當然であらう。

なほ、遼史が如何にも雜な書であることは、前論考に於て述べた通りではあるが、契丹八部の問題について、小川氏が遼史の營衞志中、部族上に「古八部」として擧げてある名稱が、「契丹の八部でないことは明かだ」と斷じてゐるのは、如何であらうか。もとより、是等の名稱は、魏書契丹傳に、「顯宗時、使莫弗紇何辰奉獻、得班饗於諸國之末、歸而相謂言國家之美、心皆忻恭、於是、東化羣狄聞之、莫不思服、悉萬丹部、何大何部、伏弗郁部、羽陵部、日連部、匹絜部、黎部、吐六于部等、各以其名馬文皮入獻、」とある文中の、悉萬丹部以下の八部名と全く同一であるから、それに據つたものであることは疑ひなく、是等の八部が當時契丹國と稱せられし部落以外の部落なりしことは、その本文からも明かであるが、なほ、小川氏が指摘せし通りに、魏書勿吉傳にその傍國として擧げし十二國中の、具弗伏國・匹黎爾國・拔大何國・郁羽陵國が、前掲八部中の名稱に類すること、また、顯宗紀皇興元年二月及び二年四月の條に見えてゐる、高句麗・庫莫奚、或は契丹のつぎに掲げられた、四國或は六國の名稱も、亦前掲八部中の名稱に類することによりても、同樣の事實が認められ得るのである。けれども、魏書契丹傳に契丹の使が國に歸りて話した言葉を聞いたといふこと、而も、その住地が魏の東北である點、及び勿吉の傍國で、庫莫奚・契丹に近かつたと思はるゝ點、更に唐書地理志の松漠都督府下八州の名稱中に、萬丹州・羽陵州・白連州・疋黎州など、魏書契丹傳・勿吉傳に見ゆる、それ等の部落名と類似の名稱存する事實などから見て、是等の八部落が廣い意味で、或は契丹諸族の中の部落ではなかつたかといふ、多少の疑問が生ぜない譯でもないのであるから、遼史の撰者がこれを以て「古八部」として掲げたことは、必しも甚しく非難さるべきことでもあるまいかとすら考へられるのである。されど、大賀氏八部と遙輦氏八部とを別記し、ついで「當唐開元天寶間、大賀氏旣微、遼始祖涅里、立迪輦祖里、爲阻午可汗、」と記し、開元天寶以來契丹國主たりしものは遙輦氏で、阿保機は乃ち遙輦氏の後を受けしものとなす點に於て、新舊五代史等の諸書と著しい相違をなしてゐる。たゞ、新五代史には、阿保機の前に契丹國主となつた某部大人の名として「遙輦」なる名稱の記され居るこ

と、曩に指示せし通りである。

然るに、遼史に大賀氏八部として掲げし名稱は、唐書地理志契丹州の條に見えてゐる十七州の中で、松漠都督府管下の八州七部名と、歸順州歸化郡の紇便部とを以てせるものであらうが、その他にも部落名として、紇主曲據部落・內稽部落・松漠部落・乙矢革部落・乙失活部落などが見えて居り、而も、前掲の八部が果して大賀氏八部と稱せられしものであつたかどうか、何等の記事も存しないのである。惟ふに、遼史の撰者は新舊唐書契丹傳に、その君長が大賀氏で、分れて八部となつたといふ記事があり、同じく地理志に、契丹諸部落の唐に服屬して、その十七州となれる事實を見、また唐書地理志に松漠都督府下の七部八州が、開元二年の復置とあり、紇便部を析して歸順州を置いたのが、開元四年となつて居り、なほ、舊唐書地理志に、是等諸州の戶口を記するに、主として天寶時代を以てせる事實などに據り、大賀氏を君長とする契丹八部が、開元天寶の頃、衰微せるものと認め、漢高祖實錄・五代史・資治通鑑等に見ゆる大賀氏八部を以て、遙輦氏八部と改め、阿保機は乃ち遙輦氏の後を承けしものとして、營衞志の記事を作爲せしものと認められるのである。これ予が前論考に於て、是等の記事を以て遼史撰者の作爲となし、これを重視しなかつた所以である。

けれども、更に考ふべきは、遼史の撰者が大賀氏八部・遙輦氏八部なるものを作爲せし所以のものは、單に新舊唐書所載の部落名と漢高祖實錄以下の諸書に見ゆる部落名との相違に對して、一種の解釋を加へんがためにのみ企圖されたものではなく、また恐らく遼時代に於て重視されし、大賀氏・遙輦氏の由來に關する說明の意義をも含めるものにあらざるかと思はるゝ點である。蓋し、遼史の撰者が皇族と稱する大賀・遙輦・世里の中、「世里」は「耶律」と同音の異譯で、西喇木倫の Sira に基くものであるとすれば③、所謂三耶律の傳說は、「世里」と「耶律」とが同音の異譯なる事實を忘却せし後世に於て、作爲されしものと見らるゝのであるが、而も、大賀氏と遙輦氏とをば、世里氏と共に遙輦阻午可汗治下の皇族として、併記しなければならなかつたところに、何等かの事實を暗示するものが存するのではあるまいか。

元來、支那の史料では、漢高祖實錄を始め、新舊唐書契丹傳・舊五代史契丹傳・契丹國志・東都事略等、何れ

も大賀氏について述ぶるも、遙輦氏に關する記事なく、皆阿保機を以て大賀氏に代りて契丹國主となりしものとなし、たゞ新五代史契丹傳に阿保機の前に立てる契丹國主を「某部大人遙輦」となし、恰も大賀氏八部か或は他部大人の一人なりしが加く、記してゐるが、遼史に至つて俄に遙輦氏に關する記事が詳細となり、大賀氏八部を以て既に開元天寶の頃衰へしものとなし、その後は所謂遙輦氏八部を中心とする時代となり、阿保機は遙輦氏に代りて、契丹國主となつたものと述べてゐる。この事實は如何なることを意味するかといふに、漢高祖實錄以下の諸書は、主として支那に傳はりし史料に依頼して撰ばれしものであるのに對し、遼史は主として契丹史料に據りて、撰ばれしものであらうと推せられることである。隨つて、遼史の記事が特にその上代の史實に對して、頗る作爲的となり、殊にその建國の祖阿保機に關し、最も作爲的となつてゐることは、當然の事情で、それだけ眞の史實を傳ふるものとしては、その價値甚だ低く大に戒心を要すべきは、必然のことであらうと考へる。而も、新五代史撰修の頃に於て、契丹國人の間に既にかくの如き傳說が史實として行はれゐたりしことは、久しく契丹國にありて顯官に上りしといふ趙志忠の虜庭雜記に、「太祖生而智、八部落主、愛其雄勇、遂退其主阿輦氏、歸本部、立太祖爲王、」とあるによりて知らるゝのであり、その阿輦氏は卽ち遙輦氏であらうから、趙志忠の報告に影響せられたらしい新五代史の撰者は、支那に於ける舊傳なる、阿保機が大賀氏八部の後を承けたといふ所傳を排棄することが出來なかつたゝめに、新に趙志忠により遼の所傳として、その遙輦氏の後を承けしものなることを聞き、こゝに兩者の所傳を調和する目的を以て、「某部大人遙輦」と記載せしものと推せられるのである。

されば、かくの如き意味に於て、遼史に散見する遙輦洼可汗・胡剌可汗・蘇可汗・阻午可汗等が、契丹上世の傳說的君主なることは、松井氏所說の通りであらうが、④而も、遼史に遙輦九帳或は遙輦九帳族といひ（卷三二、三三、營衞志中下）、遙輦部・迭剌部をば契丹八部の別部となし（卷三二）、或は遙輦九營と稱し（卷七三、耶律曷魯傳）、曷魯の父偶思が遙輦の時本部夷离堇となつたといひ、また、「遙輦痕德堇可汗歿、群臣奉遺命、請立太祖」とあり、その他、蕭敵魯の五世の祖胡母里は、遙輦氏の時、唐に使したといひ、耶律欲穩の祖臺押は、遙輦の時、

北邊拽剌となつたとあり、また、耶律海里は遙輦昭古可汗の裔で、太祖の王位傳承には、海里も與つて力があつたといひ、天顯の初め渤海を征せし時、海里は遙輦の糺軍を將ひて、忽汗城を破つたとなし、耶律敵剌は遙輦鮮質可汗の子で、太祖踐阼の後、敞穩・海里と心を同うし、政を輔けたとあり、蕭痕篤は迭剌部の人で、その先は遙輦氏に相となり、痕篤は早くより太祖の帳下に隷し、數々の征討に從ひ、既にして踐阼の後、北府宰相に除せられたとあり、なほ、營衛志中には、「大賀遙輦析爲六、而世里合爲一、玆所以迭剌部、終遙輦之世、彊不可制云、」とあり、遙輦阻午可汗治下の皇族なる所謂三耶律七部の中で、大賀三部、遙輦三部、世里一部であつたとなすものゝ如く、世表には、「隋唐之際、契丹之君、號大賀氏、武后遣將、擊潰其衆、大賀氏微、別部長過折代之、過折尋滅、迭剌部長涅里、立迪輦組果、爲阻午可汗更號遙輦氏、唐賜國姓曰李懷秀、既而懷秀叛唐、更封楷落爲王、而涅里之後、曰耨里思者、左右懷秀楷落、至于屈戍幾百年、國勢復振、至耨里思之孫、曰阿保機、功業勃興、號世里氏、是爲遼太祖、於是、世里氏與大賀遙輦、號三耶律、(中略)、此其言語文字之相通、可考而知者也、其所不可知者、有若奇首可汗、胡剌可汗、蘇可汗、昭古可汗、皆遼之先、而世次不可考矣」、とあり、また、屈戍を耶瀾可汗、習爾を巴剌可汗となし、欽德を習爾の族とし、痕德堇可汗となし、「光啓中、鈔掠奚室韋諸部、皆役服之、數與劉仁恭相攻、晩年政衰、八部大人法常三歳代、迭剌部耶律阿保機、建鼓旗自爲一部、不肯受代、自號爲王、盡有契丹國、遙輦氏遂亡、」と見えてゐる。

今是等の史料を對比するに、同じく遼史の記載であるにも拘はらず、一方に於ては、前王遙輦痕德堇可汗(欽德)の歿後、群臣その遺命を奉じ、太祖阿保機に請うて、國王の位に卽かしめたとなし、他方に於ては、痕德堇可汗の晩年、その政が衰へたので、迭剌部の耶律阿保機が自ら一部を爲り、三歳交替の制を破り、自ら王號を稱し、盡く契丹國を有し、遙輦氏遂に亡んだとなし、また、一方に於ては、大賀・遙輦・世里を遙輦阻午可汗治下の皇族とし、所謂三耶律として揭げながら、他方に於ては、阿保機が始めて世里氏と號し、是に於て、世里・大賀・遙輦を三耶律と號したとなし、種々作爲の迹の明白なるものも存するのであるけれども、とにかくも、遼の時代に大賀氏に關する傳說と遙輦氏に關する傳說とが

あり、古く所謂大賀氏八部なるものが、契丹部族中の雄族をなし、その各部の大人が三歳交替にて國主となり、その事實が早く支那に傳つたのであるが、三歳交替といふが如き制度が、それ程長く行はるべきはずもないのであるから、事實は間もなく虜庭雜記に見ゆる如く、衆部の酋長が相會し、才能あるもの一人を選びて國主となし、「災害不生、群牧孳盛」なれば、人民安堵して替代せざるも、苟も然らざるか、或は死歿の場合は、更に衆部の酋長相會し、その中一人を選びて國主となすといふ、交替制が行はれたものと認められるのである。而も、何時の頃よりか、遙輦氏の部族が擡頭し、少くとも習爾・欽德の二代は、遙輦氏の部長が相次いで國主に選ばれたらしいのであるが、欽德が劉仁恭に惱さるゝに及びて、衆望を失ひ、迭刺部の阿保機が代つて契丹國主となり、遂に迭立制を廢して、契丹諸部を統一したといふのが、事實の眞相ではあるまいかと考へる。卽ち、遙輦氏時代の存在を認むる點に於て、前論考を修正したいのである。隨つて、新五代史に、「八部之人、以爲遙輦不任事、選於其衆、以阿保機代之、」とあるが如き、八部を諸部と訂正し、「其衆」は「契丹衆部」の意と解すれば、事實に通ずることゝなるであらう。

けれども、新五代史以下に見ゆる。その他の阿保機建國物語を以て、殆ど凡べて後世の作爲と斷ぜしことは、今なほ訂正の要を認めないのであり、たとひ傳說として諸部大人誘殺のことが傳つてゐたとするも、阿保機に諸部大人を壓倒すべき實力なくして、久しく國主の位置を保持し得たはずなく、而も、それ程の實力を有せし阿保機が、單に九年に亙りてその位置にあつたとの理由で、何等その勢力を失墜せし事實なきにも拘はらず、その位を他に讓つたといふが如き、而も、間もなく諸部大人を誘殺せりとなすが加き、「或災害不生、群牧孳盛、人民安堵、則王更不替代、」とある、虜庭離記の迭立記事から見ても、到底信ずべからざるところである。

## 六

それから、小川氏は予が「阿保機の契丹主承襲の時を決定する資料」としたものは、「舊五代史契丹傳の記事である」となし、その議論を進めてゐるのであるけれども、これも亦氏の誤解に過ぎないのである。蓋し、予が阿保機の契丹國主承襲の時を決定する史料として使用し

たのは、舊五代史契丹傳だけではなく、同時に新唐書及び新五代史の劉仁恭傳によれるものなることは、予の前論考を一讀するものが、直に認むべきところであらう。舊五代史の撰者が、實里王子の劉仁恭に擒へられた年代に注意しなかつたことは、舊五代史には劉仁恭・劉守光父子の列傳すら存しない事實からも、明かであり、またその年代に注意しなかつたればこそ、「自是十餘年、不能犯塞」といふが如き、出鱈目を記することも、出來たのであつたらう。この文句は、たゞ劉仁恭の實里王子を擒へた年代に注意しなかつた舊五代史の撰者が、沁丹の支那に對する消極政策が、久しきに及んだので、遂にその民心を失つたといふことを、强調したものに過ぎないのであり、年數や里數などに關する記事が、甚だ杜漏なることは、支那の史料には屢々見らるゝ例であるから、これを以て文字通りに解すべきにあらざることは、多言を要せざるところである。のみならず、沁丹が實里王子の敗戰後、なほ十餘年の間その位に晏如たりしとは、前後の事情より見ても、到底あり得べからざることであらう。

要するに、この問題の要點は、かくの如き語句ではなく、沁丹が別部長耶律安巴堅に代つたのは、劉仁恭の大安山に居りし頃、契丹の實里王子が仁恭に擒へられ、その後民心が沁丹を去つた結果であつたといふことである。而も、舊五代史にはその年代に關する記事を見ないのであるが、新唐書及び新五代史の劉仁恭傳によると、仁恭が幽州城に入り、幽州留後となつたのは、乾寧元年（西紀八九四）、檢校司空盧龍軍節度使になつたのが翌二年、館を大安山に築いたのが天祐三年（西紀九〇六）のことゝなつてゐるので、阿保機が沁丹に代つて契丹主となつたのは、天祐三年以前には溯らないことゝなる譯である。然るに、小川氏はこの要點には、多くの注意を拂ふことなく、別に唐書沙陀傳に見ゆる、阿保機が李克用と雲中に會せし記事を揭げ、「雲中の會盟を天祐元年のことの如く記して居る」と稱し、「唐太祖紀年錄には天祐二年とあるが、後唐の史料には天復四年とあつたのを、天祐に換算の時に誤つたと見れば、この記事も前後辻褄が合ふ。又舊五代史等の據つた史料は、もと天復四年とあつたのを、天祐四年と誤つたと見れば、雲中の會盟を天祐元年のことゝ見られる」となし、「阿保機が契丹主となつたのを、天祐元年以前のことゝすれば、その年とし

て最も適當なのは、遼史に痕德堇可汗が嗣立して、阿保機が迭剌部夷离堇となつた年として居る、天復元年であらう」と斷じてゐる。

もし小川氏にして予の所說を以て誤れりとなさんと欲せば、まづ予の論旨の要點を衝き、劉仁恭がその館を大安山に築いたのを、天祐三年のことゝする唐書・五代史の記事を、否定するの擧に出でなければならないはずである。然るに、氏はこれを敢てすることなく、顧みて他をいふが如き態度を取ることは、眞に予が論旨を理解するものなるや、疑なきを得ないのである。而も、氏が揭出せし唐書沙陀傳の雲中會盟記事は、氏が考ふる如くに、「天祐元年のことの如く記してある」のではなく、その記事の前には、明確に「三年」と記せられて居り、「保機身到雲中、與克用會、約爲兄弟、留十日去、」とあり、つぎに、「四年」と明記されてゐるのであるから、この記事では、その會盟を「三年」のことゝして記せるものなること、何等疑問を容るべき餘地がないのである。たゞ、その「三年」はこの記事のみから見ると、「天復元年」の記事の後にあるので、恰も「天復三年」を意味するものゝ如く見えるのである。けれども、その次に「四年」の記事があり、「是歲、克用有疾、城門自壞、明年卒、」とあるので、その「三年」は李克用の死せし「前々年」でなければならない記事となつてゐる。然るに、李克用の死んだのは、新五代史唐本紀第四には、天祐五年正月辛卯のことゝなつて居り、舊五代史武皇紀にも、「天祐五年正月戊子朔、武皇疾革、辛卯崩于晉陽、」と見えてゐる。してみると、唐書沙陀傳の「三年」は「天復三年」ではなく、「天祐三年」を意味するものなることは明かで、沙陀傳の記者が誤つて「天祐」の年號を脫せしものなること、疑問の餘地はないのである。而も、小川氏は何故に是れを以て天祐元年(卽ち天復四年)のことゝ見るのであらうか、了解に苦しまざるを得ないのである。

たゞ、雲中會盟の年代は書によりて異說多く、新舊五代史契丹傳・資治通鑑・契丹國志等、皆天祐四年のことゝなしてゐるが、唐書沙陀傳には天祐三年、舊五代史武皇紀には天祐二年、新五代史唐本紀にも天復五年、卽ち天祐二年のことゝなし、遼史太祖紀にも亦天祐二年十月の條に見えてゐる。けれども、阿保機が沁丹に代りて阿丹主となつたのが、天祐三年以後でなければならないとすれば、その雲中會盟も亦天祐三年以後でなければなら

ない譯で、予はその天祐四年となす說を、最も穩當と認めたのであつた。

その他、阿保機の皇帝卽位問題や、年號問題等の諸點についても、小川氏の異議を見るのであるが、要するに、見解の相違で、予は前論考を改むべき、何等の理由をも認めない。たゞ、小川氏の了解を得るがためには、これ等の諸點についても、更に多言を費すべき要が認められるのである。けれども、旣に意外に多くの紙數を費し、この上貴重の紙面を塞ぐを欲しないので、今は暫らく氏の再考を希望するに留めたい。⑤

## 七

要するに、舊五代史契丹傳の記載が、契丹建國の史實を傳ふるものとして、比較的信賴するに足るとなす、前論考の論旨は、今日といへどもなほ改變の要あるを見ないのである。

終りに臨み、この方面の專攻者かと推せらるゝ新進の小川氏が、予の前論考に對して多くの異議を唱へしことは、予の大に多とするところではあるが、予の說明の足らざりしがためか、予の論旨に對する氏の誤解の餘りに甚しきものあるを見て、默する能はず、こゝにその誤解を正すと共に、氏が史料に對する批判力の更に一層犀利透徹なるべき日の近からんことを期待し、併せて、予に前論考を訂正する機會を與へられしことを謝するものである。（七月三十日稿了）

註

①是等の本文は、凡べて唐餘錄と共通に揭げてあるが、「唐餘錄全取漢高祖實錄」とあるから、こゝでは便宜上唐餘錄を揭げない。

②遼史卷三十二、營衞志中に、「當唐開元天寶間、大賀氏旣微、始祖涅里、立廸輦祖里爲阻午可汗、」とあり、また「涅里相阻午可汗、」とあるので、或は太祖紀に「時伯父當國」とある場合の「國」も、やはり「契丹國」の意であり、阿保機の伯父が契丹國主の宰相たりしことを意味するものであらうとの、疑念を起すものもあるかと思はれるが、元來、遼史の契丹古事は大抵後世の作爲で、殊に阿保機の祖と稱する涅里物語の如きは、到底信賴すべき性質のものではないのであるから、「伯父當國」は、この場合、やはり迭剌部內の事實を意味するものとして見る方が、穩當かと考へる。

③松井等氏「契丹勃興史」（滿鮮地理歷史報告第一、二四〇頁）

④同上、二四五－六頁。

⑤年號問題の考究には、特に舊五代史契丹傳に「僞改爲天顯元年」とある文句に注意されたい。